

「容器包装リサイクル法を発生抑制と再使用を促進する法律に改正するための意見書」の採択を求める陳情

(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第 173 号

受理年月日 平成 25 年 11 月 22 日

付託年月日 平成 25 年 12 月 3 日

陳情者
.
.

陳情原文 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の 3 R の優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約 8 割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、負担のあり方について不公平感が高まっています。

税金の負担を減らし、江戸川区の基本的な考え方である、拡大生産者責任を実現するためにも、デポジット（預り金）制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務です。ついては、私たちの社会が一日も早く持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について陳情いたします。

記

容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管について事業者との役割分担及び費用負担を見直すこと。

地方自治法第 99 条の規定に基づき、上記事項を基本とする「容器包装リサイクル法を発生抑制と再使用を促進する法律に改正するための意見書」を、国会及び関係行政庁に提出してください。